

ID: 394

担当部署: 上下水道局

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水条例 第7条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第191号		
【根拠条文】 (工事の施行) 第 7 条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去の設計及び工事は、市長が水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定をした者(法第 25 条の 3 の 2 に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。))が行うものとする。 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事の竣(しゅん)工後に市長の工事検査を受けなければならない。 3 第5条の承認を受けた者が、承認の日から60日以内に工事に着手しないときは、工事の承認を取り消されたものとみなす。 4 工事の施工に当たり、市長は、必要があると認めるときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 5 指定給水装置工事事業者に関する事項については、市長が別に定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 7 日